

ふたたび、 ふるさと納税を考える

ふるさと納税制度とは、生まれ故郷や応援したい都道府県、市区町村に寄附することで、寄附した額に応じて所得税や住民税から一定額の控除を受けられる制度です。

「ふるさと」と言っても生まれ故郷に限らず、日本全体をふるさとと考えれば、支援したいと考えるどの地方にも寄附することができます。

□具体的手続き

まず寄附したい都道府県・市区町村が決まれば、寄附申込書を手に入れて必要事項を記入します。郵便・メール・FAX・電子申請などの方法で申し込むと、希望した支払い方法別に都道府県などから連絡が来るのでその指示に従って寄附をします

寄付金の払込みが完了すると都道府県などから領収書または寄附金受領証明書が送られてき

ます。税金の優遇措置を受けるには確定申告が必ず必要となりその際には、この領収書等の添付が必要です。大切に保管しておいてください。

□具体的な控除金額

その寄附をした金額のうち基準額を超える金額で一定額が個人住民税（翌年の住民税から税額控除）と個人所得税（寄附した年の所得税計算上所得控除）から控除できます。

それでは参考までに、具体的な控除額を、総務省のHPから見てみましょう。平成23年中に40,000円の寄付をした場合を、給与収入700万円、夫婦二人のケースで計算します（所得税の限界税率10%、住民税所得割額293,500円）。

所得税の所得控除による税額軽減は
 $(40,000円 - 2,000円) \times 10\% = 3,800円$

住民税の基本控除額は
 $(40,000円 - 5,000円) \times 10\% = 3,500円$

住民税の特別控除額は
 $(40,000円 - 5,000円) \times (90\% - 10\%) = 28,000円$

税金の軽減額は合計35,300円になり、寄附金40,000円のうち実質負担額は4,700円です。

ナマの税務相談室

Q 一昨年父の相続があり、兄弟間での遺産相続協議が申告期限までに整わず、税務署には未分割申告を行いました。

A そうでしたか。で、その後、ご兄弟間でその話し合いの進展は如何ですか。

Q お互いに弁護士を介して家庭裁判所に調停を申立て遺産分割協議中です。ところで、未分割申告の場合は配偶者の税額軽減措置や小規模宅地の価格評価の軽減等のいわゆる恩恵が受けられないのですね。

A その通りです。遺産を、誰が、どの財産を、いくら相続するのか申告期限までに確定しない場合は、そのような軽減措置の恩恵は適用されません。

Q そういたしますと、協議が長引けば、いろいろと弊害がでてきますね。

A そうですね。例えば、貸付用の不動産が相続財産中にある場合、その場合の不動産

相続財産未分割を めぐる諸問題

収入も誰が相続するのかわかりませんから、兄弟の内の誰かが代表して所得税の申告事務を行わなければなりません。

将来、協議が整いましたら清算することになります。

小規模宅地の評価減の適用については申告期限から3年以内に遺産の分割が行われた時は特例がありますが、3年以内に分割できないことについて止むを得ない事情があり税務署長の承認を受けた場合、分割できることとなった日の翌日から4ヶ月以内に分割されたときも特例の適用があります。当然のことながら、相続等により取得した個人が二人以上いる場合には、この特例を受けるものとする宅地等の選択について、その取得した個人の同意が必要とされています。

Q いろいろ細かい手続きが必要なのですね。有難うございました。

ナマの税務相談室